ふしの夏まつり実行委員会 実行委員長佐藤光<sub>公印省略</sub>

### 第47回ふしの夏まつり出店募集について(ご案内)

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年も「ふるさとの心はひとつ」を合言葉に「ふしの夏まつり」を開催する運びとなりました。

第47回を迎える本まつりは、"小郡の夏の風物詩"として地域の皆様に親しまれ、多世代が集う一大イベントです。

つきましては、露店販売を行っていただける出店者様を募集いたします。下記に記載事項をご確認の上、お申し込みください。

記

1. 開催日時 令和7年7月26日(土) 16:00~22:00

2. 販売区画 【テント大】 サイズ 3.6m x 5.4m 【テント小】 サイズ 3.6m x 2.7m

※テント1張、電源1,500w ※テント1/2張、電源750w

3. 出 店 料 【テント大】 70,000円/1日 【テント小】 40,000円/1日

【キッチンカー】 **40,000円/1日** ※出店料に協賛金を含みます。

4. 貸 与 品 ①テント (照明含む) ②机 (※区画により数量が異なります。) ③電源

5. 募集枠数 【 テント】約20店舗(※若干の増減あり) 【キッチンカー】約4台(※若干の増減あり)

6. 販売禁止品 すべてのビール類(生、瓶、缶、発泡酒等)は一切販売できません。

販売を発見次第、即営業停止および本まつりでの今後一切の出店を禁止させていただきます。

また、出店料の返金や営業停止に伴う諸費用等の負担もいたしません。

7. 申 込 方 法 【郵送】もしくは【FAX】にて必要書類をご提出ください。 ※提出に係る費用は出店希望者様にてご負担ください。

送付先	〒754-0043 山口市小郡明治二丁目6番10号 ふしの夏まつり実行委員会 (吉南青年会議所内)
FAX	083-973-4268

8. 提出期限

### 令和7年5月30日(金)17:00まで

9. 必要 書類 **1. 出店申込書** (テント、キッチンカー共通) 様式:「01\_出店申込書」

2. 販売計画書(テント、キッチンカー共通)様式:「02\_販売計画書」3. 出店同意書(テント、キッチンカー共通)様式:「03\_出店同意書」

**4. 区画平面図** (テント出店のみ) 様式:「04 区画平面図」

**5. 食品衛生許可証** (キッチンカー出店のみ。白黒コピー可。)

10. 結果発表 **令和7年6月4日(水)夕方頃** ふしの夏まつりホームページ https://fushino.shin-yamaguchi.com/

結果は、ふしの夏まつりホームページ上での発表をもって代えさせていただきます。

なお、結果に関して電話やメール等でのお問い合わせにはお答えできかねますので、ご了承ください。

### **空音**重百

- 1. テントおよび発電機の持込不可。テント設営および電源配線は実行委員会にて行います。
- 2. お申し込み多数の場合及び出店エリアにつきましては、当実行委員会にて抽選とさせていただきます。
- 3. 出店者様決定後、6月下旬頃に出店者会議を行います。(日時詳細は別途ご案内。不参加の場合は、出店取消となります。)
- 4. 飲食物を販売される際に必要となる保健所及び消防への申請は、当実行委員会にて行います。
- 5. 飲食物の販売につきましては、山口県「地域行事における食品の調理提供(臨時出店)について」を順守してください。

参照先: https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/199496.pdf

- 6. 販売区画の転売および転貸は固くお断りいたします。(発見次第、出店取消といたします。)
- 7. 火気使用(炭、ガス等)をされる場合は「消火器ABC10型」を各出店者様にて必ずご用意ください。
- 8. 悪天候による中止の場合の対応につきましては、抽選結果発表日以降の出店者会議にて詳細をご連絡いたします。

### お問い合わせ先

ふしの夏まつり実行委員会(〒754-0043 山口市小郡明治二丁目6番10号 ふしの夏まつり実行委員会 ※吉南青年会議所内)

TEL: 083-973-4274 FAX: 083-973-4268 (※常駐者不在のため、転送及び転送先からの折り返しとなる場合がございます。)

### 第47回ふしの夏まつり 出店申込書

提出日:令和	7 年	月	日
< 7	シト・キッチ	ンカー共	通>

### ①出店申込者

01\_出店申込書

社名·団体名									
屋号									
所在地	〒 −								
連絡先	TEL					FAX			
担当者様氏名	( ふりがな )				様	【緊急連絡先】	□同上		
販売日時		月	目(	)		:	~	:	
当日従事者数									
領収書宛名	□要	□ 不要		【宛名】					様

### ②出店料および基本備品

※共通事項:照明2個程度、電源1,500w

∼.	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
	区画机		机	照明※	区画サイズ	電力 ※	価格	A:価格
		【テント大】	2台	2個	3.6m x 5.4m	1,500w	70,000円/1日	円
		【テント小】	1台	2個	3.6m x 2.7m	750w	40,000円/1日	円
		【キッチンカー】	なし	2個	-	1,500w	40,000円/1日	円

### ③使用電力内訳

使用機器名	コンセント口数	使用電力	使用機器名	コンセント口数	使用電力
		v			w
		w			w
		w			w

### ⑥備品追加

項目	必要有無	規格	単価	申込数量	B:価格
机追加	□あり □なし	※別途ご案内	1,500円/台	台	円
パイプ椅子	□あり □なし	※別途ご案内	500円/脚	脚	円
電力追加	□あり □なし	※別途ご案内	5,000円~	w	※別途ご案内

申込期限:令和7年5月30日(金)17:00まで

FAX: 083-973-4268

# 地域行事における食品の問題是

# に関する衛生管理

山口県内(下関市を除く)の地域行事で食品を調理提供する際は、保健所に『臨時出店』の事前届出を 行ってください(法に基づく食品営業許可を要するものは除く)。

行事の主催者・出店者は、このリーフレットに記載された提供品目や施設設備等の衛生管理に関する <u>遵守事項</u>を守り、食中毒等の事故を起こさないよう、<u>適切な衛生管理により食品を調理提供</u>してください。

### <u>| 1. 臨時出店とは</u>

『臨時出店』は、祭礼行事、学校祭、地区の夏祭り等の公共性等を有する地域行事において、簡易な調 理工程等の食品を調理提供するものです。

### ≪地域行事の区分≫

- ① 神社・仏閣・教会等の祭礼行事
- ② 国、地方公共団体が主催又は共催する祭典行事
- ③ 住民組織(自治会、子ども会、婦人会等)が主催又は共催する祭典行事
- ④ 教育機関、社会福祉機関又は医療機関が主催又は共催する祭典行事、福祉・奉仕活動行事
- ⑤ 次の各種団体が主催又は共催する教育、福祉、文化芸術、スポーツ、産業、自然環境等に関する 地域振興を目的とした祭典行事(国・県・市町の後援がある場合のみ)
  - ·特定非営利活動法人 ・公益法人
  - ・産業経済団体(商工会・商工会議所、観光協会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等)
  - ・地域活動団体(上記の地域振興を目的とした活動を行うボランティア団体等)
- ⑥ 事業者等の事業活動外行事又はコミュニティ活動行事

### 2. 保健所への届出

**行事の主催者**が、出店内容を取りまとめ、開催日の概ね10日前までに届け出てください。

### ≪提出書類≫

・臨時出店届出書(様式あり)

様式ダウンロード (山口県庁ウェブサイト)

- ・【別紙】出店者及び提供品目等に関する内容(様式あり)
- ・行事の主催者や内容等を確認できる書類(団体規約、行事チラシ、会場図等)
- ・自治体の後援等が確認できる書類(後援等がある場合)

### ≪提出 先≫

行事の開催場所を管轄する保健所(健康福祉センター)

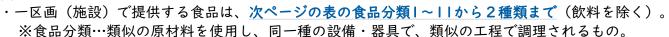
保健所名	所在地	電話番号	管轄地域
岩国環境保健所	岩国市三笠町 - -	0827-29-1527	岩国市、和木町
柳井環境保健所	柳井市南町3丁目9-3	0820-22-3631	柳井市、周防大島町、上関町、 田布施町、平生町
周南環境保健所	周南市毛利町2-38	0834-33-6426	下松市、光市、周南市
山口環境保健所	山口市吉敷下東3-1-1	083-934-2535	山口市
防府保健所	防府市寿町7番1号	0835-22-3740	防府市
宇部環境保健所	宇部市琴芝町1-1-50	0836-39-9862	宇部市、美祢市、山陽小野田市
長門環境保健所	長門市東深川1344-1	0837-22-2811	長門市
萩環境保健所	萩市江向531-1	0838-25-2665	萩市、阿武町

【受付】平日 8時30分~17時15分(土曜日・日曜日、祝日、年末年始は閉所)

### 3. 提供品目に関する遵守事項

以下に示す事項を遵守し、衛生的に調理提供してください。

### ≪提供品目について≫



- ・品目数は極力少なく。
- ・中心部まで十分な加熱が行われない食品、加熱調理後に成型・細切等を行う食品は提供しないこと。 (表に示す簡易な調理工程の食品又はそれと同等の食品を除く)
- ・調理品は速やかに提供し、購入者に対し、提供した食品を速やかに喫食するよう促すこと。

### 共通的な遵守事項

### 原材料の 取扱い

- ・調理開始前に、原材料の品質、鮮度、包装状態、異物混入等について点検すること。 また、原材料の品名、仕入元、生産者、ロット等が確認可能な情報を保存するよう努めること。
- ・原材料は、適切な温度かつ相互汚染が生じない方法で衛生的に管理すること。・原材料は、細切、皮むき、衣付け等の必要のないものを極力使用すること。
  - 原材料の串打ち、成型、包あん等は「簡易な調理工程」に該当しないため、既製品\*を使用すること。 ※既製品…包装された市販品や飲食店営業等の許可施設で調理(仕込みを含む)されたもの。

### 調理時の 衛生管理

- ・調理(仕込みを含む。以下同じ)は、表に示す事項を遵守し、「簡易な調理工程」に則って行うこと。
- ・調理は出店当日に行うこと。また、家庭の台所での調理は行わないこと。
- ・加熱調理食品は、中心部が75℃で1分間以上(二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は85~90℃で90秒間以上)又はこれと同等以上まで加熱すること。
- ・食品に直接触れる作業を行う際は、使い捨て手袋等を使用すること。

### 野菜、果物

- ・加熱調理を行わないものの細切等は行わないこと(薬味、トッピング用等を含む)。
- ・使用前に十分に洗浄すること。
- ・細切等は、屋内で施設設備の整った場所(公共施設内の調理場等)で行う。
- 食肉、魚介類
- ・加熱調理前に下茹でするなどして、中心部まで十分に加熱すること。
- ・殼付卵は冷蔵保管し、割卵後は速やかに中心部まで十分に加熱すること。
- ・出店場所で半熟卵、温泉卵を調理しないこと(既製品を使用する)。

### 牛乳、加工乳、 乳飲料

卵

・適切な温度で保管し、牛乳等を使用した非加熱飲料(カフェオレ等)は、注文に応じて調製すること。

米飯

・炊飯された米飯を仕入れる場合は、適切な温度管理(運搬時を含む)がされたものを使用すること。また、調理提供までの保管温度・時間に十分留意すること。

### 調味料

- ・非加熱の調味料(ドレッシング等)は、市販品を使用すること。
- ・許可施設で調製したソース、たれ、出汁等は、出店場所で再加熱すること。
- ・麺類、丼物等に使用する薬味(ネギ、大根おろし等)、錦糸卵、かまぼこ、ちくわ等は、カット 等がされた既製品を使用するか、加熱調理して使用すること。

### 薬味、トッピ ング等

- ・トッピングで使用するホイップクリーム、ジャム、練乳、缶詰フルーツ、あんこ、シロップ等は、 常温保存が可能な市販品を使用すること。
- ・最終加熱後に調味する場合は、振りかける、添える程度の簡易な工程とすること(まぶさない、 塗らない、からめない)。

### × 提供すべきでない品目の例

和え物、酢の物、サラダ、浅漬け、ユッケ、タタキ(肉・魚)、生鮮魚介類、寿司、生卵、おにぎり、弁当、 サンドイッチ、冷製麺、生菓子、生クリーム、手作りのミックスジュース・スムージー

## 注意

### イベント・模擬店で提供された食品(病因物質)で食中毒が発生しています!

- ・冷やしきゅうり (腸管出血性大腸菌)
- ・ケバブ(黄色ブドウ球菌)
- ・タンドリーチキン(サルモネラ菌)
- ・弁当(サルモネラ菌)
- カレーライス(ウエルシュ菌)
- ・流しそうめん (病原大腸菌)
- ※いずれも他県で発生したもの

- ・鶏肉のささみ寿司(カンピロバクター)
- ・いそべ餅、きなこ餅 (ノロウイルス)
- ・おにぎり(黄色ブドウ球菌)
- サンドパン、チキンボックス(ウエルシュ菌)
- ・焼きガキ(ノロウイルス)





### 注)食品分類 | ~ | | から2種類まで(飲料除く)、品目数は極力少なくしてください。

(注) <u>食品分</u>	類I~IIから2種類ま~	<u>で(</u> 飲料除く)、 <u>品目数は極</u> 定	<u>カ少なく</u> してください。
分類	品目例	簡易な調理工程	衛生管理に関する遵守事項
Ⅰ.麺類		出汁・ソース、具材を加熱し、 その場で茹でた麺と合わせる。	・麺は既製品を使用すること。 ・冷製麺の提供、茹でた麺の水さらしは行わないこと。
2.焼物類	  焼きそば、焼うどん、焼  きビーフン、瓦そば	麺、具材を鉄板等で加熱する。	・加熱後の麺、具材は和えないこと。 ・麺は既製品を使用すること。 ・茹でた麺の水さらしは行わないこと。
	串焼き、焼き鳥、イカ焼き、焼き魚、フランクフルト、餃子、鉄板焼き、焼きとうもろこし、焼き	既製品又は食材そのままを焼き 器等で加熱する。	・原材料の串打ち、成型等は行わないこと。 ・短時間で中心部まで十分加熱できる大き さのものにすること。 ・二枚貝は、下茹でするなどして、中心部
	おにぎり、燻煙品 お好み焼き、チヂミ、た こ焼き、はしまき、だし 巻玉子		まで十分に加熱すること。 ・短時間で中心部まで十分加熱できる大き さのものにすること。
3.揚物			・原材料の串うち、成型等は行わないこと。 ・トッピング等は、別表に示す方法で行う。
4.蒸物・煮物 ・茹物	シュウマイ、中華まん、 蒸し饅頭 おでん、豚汁、雑煮、	既製品又は具材を蒸し器等で加熱する。 既製品又は具材を鍋で加熱する。	・原材料の成型、包あん等は行わないこと。 ・温かい状態で提供すること。
	スープ、シチュー、おし るこ、ぜんざい、枝豆		
5.米飯類	チャーハン、焼き飯、パエ	熱する。 既製品又は具材を鍋等で加熱し、	・二枚貝を使用する場合は、下茹でするなどして、中心部まで十分に加熱すること。 ・トッピング等は、別表に示す方法で行う。
6.調理パン類	ホットサンド、ピザ、ピ ザトースト、ハンバー	生地やパンに具材をはさむか、 盛り付けてオーブン等で加熱す る。具材、バンズ等を鉄板等で 加熱してはさむ。	ないこと)。 ・具材は全て加熱すること。
7.焼き菓子類	き、ベビーカステラ、 ワッフル、ホットケーキ フレンチトースト、みた らし団子、おやき	調製した生地等をそのまま、又 は生地に具材を入れて焼器等で 加熱する。	を使用すること。 ・団子等の串うち、成型を行わないこと。
	クレープ	調製した生地を鉄板等で焼き、 具材を巻く。	・非加熱の具材(果物等)の細切等を行わ ないこと。 ・トッピング等は、別表に示す方法で行う。
8.パン・ケーキ類		既製品の生地、又は調製した生 地をオーブン等で焼成する。	・屋外の施設の場合は、生地の調製、型抜きは行わないこと。 ・生地の発酵は行わないこと。 ・トッピング等は、別表に示す方法で行う。
9.アイス類	ク アイスクリーム、フロート		・液状ミックス、氷、シロップ等は市販品 を使用すること。 ・かき氷用の氷は、果実入りの氷や味付き
10.喫茶類	かき氷	氷を削氷機で削り、シロップ等   をかける。   缶詰の果物、シロップ、飲料等	
	カ飲料、パフェ	を混合又は盛り付ける。	らしを行わないこと。 ・トッピング等は、別表に示す方法で行う。
11.その他加工品等	ポップコーン、ポン菓子 綿あめ、焼いも 果実飴、べっこう飴、 チョコバナナ	原材料を必要に応じて加熱し、 器機で加工する。 加熱した飴等で果物を覆う。	・加熱後に調味する場合は、別表に示す方法で行うこと。 ・果物の細切、串打ちは行わないこと(既
	餅	ついた餅を焼く又はそのまま販売する。	・そのまま販売する場合は、購入者に対し、十 分加熱して喫食するよう注意喚起すること。 ・調味は、別表に示す方法で行う。
飲料	コーヒー、紅茶、清涼飲料水、酒類、甘酒	コップに分注する。 サーバーで分注する。 シロップ等を希釈する。 粉末飲料を溶かす。 茶葉を熱湯・水で抽出する。 珈琲豆を挽き熱湯で抽出する。	<ul> <li>・飲料、シロップ等は市販品を使用すること。</li> <li>・果物等をトッピングしないこと。</li> <li>・氷、希釈用水は市販品を使用すること。</li> <li>・ミキサーやシェイカー等を使用した手作りのミックスジュース、スムージー、カクテル等は提供しないこと。</li> </ul>
	1	- M N T C 1/1/C W/W (1世日 ) 90	> > \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \

### 4.施設設備・管理運営に関する遵守事項

以下に示す施設設備を設け、管理運営事項を守って、衛生的に調理してください。

### 施設設備に関する遵守事項

### 施設全般

- ① 施設は、清潔な場所に設置し、じん埃や昆虫等による汚染を防止できる構造(区画)・設備を (例)屋根及び側面3面を防水テントで区画 有すること。
- ② 施設は、食品の取扱量等に応じた十分な広さであること。
- ③ 作業を十分にするのに必要な照度を確保できること。

### 機械器具 保管設備

- ④ 作業に応じた機械器具、容器その他設備を備えること。
- ⑤ 食品、食器類、器具類等を衛生的に収納できる保管設備を設けること。

### 冷蔵又は 冷凍設備

- ⑥ 冷蔵又は冷凍保存を必要とする食品を取り扱う場合は、適切な温度で保存できる冷蔵又は冷凍 設備を設けること。なお、当該設備には、温度計を備えること。
- ⑦ 水を十分供給できる設備を有すること。貯水設備を使用する場合は、給水栓付きのものとし、 十分な量の水(40リットル程度以上)を確保できること。

### 洗浄・ 消毒設備

- ⑧ 使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を設けること。
- ⑨ 使用に便利な場所に流水式手洗い設備を有すること。 当該設備には、石けん、ペーパータオル、消毒剤等を備えること。
- ⑩ 器具類等を熱湯又は殺菌剤で消毒するための設備を設けること。
- 廃棄物容器 ○ 不浸透性で十分な容量のふた付き廃棄物容器を備えること。

### 管理運営に関する遵守事項

### 施設の 衛生管理

設備等の

衛生管理

- ① 施設及びその周辺を定期的に清掃し、清潔な状態を維持すること。
- ② 施設には不必要な物品等を置かないこと。また、動物を入れないこと。
- ③ 換気を十分に行い、高温多湿を避けること。
- ④ 設備、器具類等は、適切に洗浄・消毒を行い、衛生的に保つこと。
- ⑤ 器具類、食器類等は、床から離して衛生的に保管すること。
- 6 食器類は、原則として使い捨てのものとすること。
- ⑤ 手洗い設備は、手指の洗浄等が適切に行うことができる状態を維持すること。
- ⑧ 洗浄剤、消毒剤等は、食品への混入を防止するため、取扱いに留意すること。

### 使用水の 管理

- ⑨ 使用水は、水道事業等により供給される水、又は飲用に適する水(水質検査で飲用適となった 井戸水等)であること。
- 臨時出店の責任者は、作業開始前に、従事者の健康状態等を把握すること。
- Ⅲ 臨時出店の責任者は、従事者に対して、必要な衛生教育を実施すること。
- 下痢、嘔吐、発熱等の症状がある従事者は、調理作業に従事しないこと。

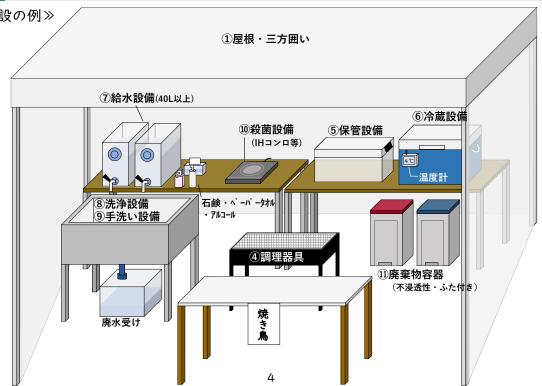
### 従事者の 衛生管理

- ③ 必要に応じて事前に検便検査を行うこと。
- 衛生的な作業着・帽子・マスクを着用し、爪を短く切ること。 また、手洗いの妨げや異物混入の原因となるおそれのある装飾品等を施設内に持ち込まないこと。
- (f) 手洗いを励行すること。

### 廃棄物等

- ⑥ 廃棄物は、衛生的に保管すること。
- の取扱い ① 廃棄物及び排水は、適切に処理すること。

≪調理施設の例≫



### ①提供品目

分類番号	販売品目	税込単価	使用食材	調理方法

<sup>※</sup>分類につきましては、山口県「地域行事における食品の調理提供(臨時出店)について」を参照の上、ご記入ください。

### ②調理、販売材料名および購入数量、仕入先

使用食材名	数量	単位	仕入先

申込期限:令和7年5月30日(金)17:00まで

FAX: 083-973-4268

### 第47回ふしの夏まつり出店同意書

下記の項目に同意の上、ご参加いただける方に限り出店を受け付けさせていただきます。

### «出店条件および会場での諸注意»

- 出店が決定した際には、後日行う出店者会議へご参加ください。
- 出店に際して、「第47回ふしの夏まつり出店申込書」に必要事項をご記入の上、すべての従事者の人数をご提供ください。
- すべてのビール類(生ビール・発泡酒・缶・瓶等)は一切販売できません。 販売を発見次第、即営業停止および本まつりでの今後一切の出店を禁止させていただきます。 また、出店料の返金や営業停止に伴う諸費用等のご負担も一切いたしません。
- 当日は、販売設備等の点検のため、消防署および保健所の立会検査があります。
- 出店場所は、ふしの夏まつり実行委員会にて決定させていただきます。
- 抽選の結果、出店となった場合には、各ブース代表者が事前に行う出店者会議にご出席ください。なお、出店料につきましては、出店者会議当日にお支払いいただく運びとなります。
- 出店当日は、出店従事者全員が「出店証」を必ずご着用の上、販売を行ってください。
- 会場内に駐車スペースは設けておりません。指定の駐車スペースをご利用ください。出店者様の駐車場はご用意しております。スペースに限りがあるため、1ブースにつき1台でお願いいたします。
- 転売目的での販売はできません。
- 出店区画にゴミ箱や残飯、残り汁を捨てる箇所を設置し、販売で生じたゴミは責任をもって回収してください。
- 破損や盗難、参加者間のトラブルなどの責任は負いかねます。また、会場での物品販売およびサービスに起因する第三者への不利益については、出店者様でのご対応をお願いいたします。
- 荒天時の開催可否および出店料の返金につきましては、出店者会議にてご説明いたします。
- 会場内は禁煙です。喫煙される場合は、所定の喫煙コーナーをご利用ください。
- 会場内への発電機および危険物の持ち込みは禁止いたします。
- BGMや音響装置の使用は、イベント進行の妨げや近隣ブースの迷惑となりますのでご遠慮ください。
- 会場施設を破損された際には、現状復旧にかかる費用をご負担いただきます。
- ふしの夏まつり実行委員会の指示に従えない場合や本同意事項を遵守いただけない場合、退場していただく場合がございます。
  その場合の出店料および諸費用等の払い戻しはいたしませんので、予めご了承ください。
- 本同意事項に疑義が生じた場合は、両者協議により調整することがあります。 ただし、軽微な事項についてはふしの夏まつり実行委員会が最終決定させていただきます。

### «搬入・搬出»

- 搬入および搬出における車両等の乗り入れの際は「通行許可証」を設置し、最徐行での走行を厳守してください。
- 搬入・搬出は下記の時間内に行ってください。

	搬入時間	周辺道路交通規制時間	搬出時間
7月26日(土)	12:00~15:30	16:00~22:00	22:00~23:45

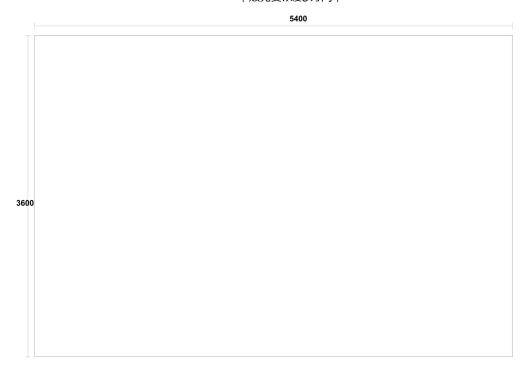
● 周辺道路交通規制の時間内は、売切となった場合でも、会場内への車両乗り入れはできません。

### **≪飲食物の販売について≫**

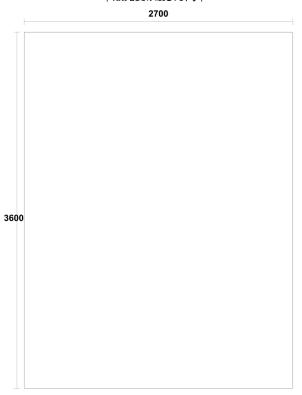
- 食品衛生法等に基づき必要な保健所の許可を受け、販売する食品には法令に準じた表示を行ってください。 なお、臨時出店における保健所への申請はふしの夏まつり実行委員会にて行います。 また、営業許可の表示がなされていない場合には、保健所等の指導により販売の中止をお願いすることがあります。
- 酒類販売の際には、購入者の年齢および運転有無を確認し、酒類の販売・飲酒が法令違反となる場合は販売しないでください。 なお、出店者様におかれましても飲酒運転が起こらないよう従事者へ周知徹底をお願いいたします。

□ 上記内谷で9八(唯認し、问息した上で田店中した	≦め∕をいたしまり。				
		令 和	年	月	日
社名・団体名・店舗名	代表者署名(自署)				

### バザー平面図(レイアウト) テント大 ↑販売受け渡し方向↑



### バザー平面図(レイアウト) テント小 ↑販売受け渡し方向↑



※テント脚部が四隅にあり、1区画の場合は、長辺中間にも脚部があることをご考慮の上、ご記入ください。 (図の単位:mm)

- ●区画の大きさ: 【テント大=3.6m x 5.4m】、【テント小=3.6m x 2.7m】
- ●設備配置をご記入ください。必要設備がない場合には、保健所の許可を受けられず出店ができませんのでご注意ください。

【必須】「手洗設備(流水)・消毒液」、「冷蔵・冷凍設備」、「原材料・容器保管設備」

【適宜】「作業台・調理台・販売台」、「調理器具」、「洗浄・殺菌設備」、「ゴミ箱」、「消火器」など

申込期限:令和7年5月30日(金)17:00まで

FAX: 083-973-4268

### バザー平面図(レイアウト) テント大サンプル(手書きでも結構です) ↑販売受け渡し方向↑

5400 LED照明 LED照明 LED照明 販売台 販売台 **BBQ** 鉄板焼き機 鉄板焼き機 コンロ (炭火) ゴミ箱 ガスボンベ ガスボンベ ゴミ箱 消化器 解凍用寸胴 ガスボンベ ガスボンベ 解凍用寸胴 作業台 3600 五徳コンロ 五徳コンロ 容器等保管設備 作業台 解凍用寸胴 原材料 原材料 手洗い 洗浄 冷凍庫 冷凍庫 設備 殺菌設備